

ほんだ保育園 重要事項の概要

令和7年4月

1 保育園の概要

名称	ほんだ保育園						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒185-0011 国分寺市本多3丁目14番12号						
管理者氏名	施設長 東海林 美香						
開設年月日	平成29年4月1日						
連絡先	電話番号：042-325-3711 FAX番号：042-325-3715						
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業 ■障がい児保育 ■乳児(0歳児)保育 ■地域支援事業						
利用定員	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	8人	12人	15人	17人	19人	20人	91人
建物の規模	5歳児保育室54.47㎡・4歳児保育室37.62㎡・3歳児保育室34.03㎡ 2歳児保育室29.83㎡・1歳児保育室40.07㎡・0歳児保育室39.08㎡ 調理室31.18㎡ 総延べ面積678.72㎡						

2 設置者の概要

名称	社会福祉法人菊美会
所在地	〒191-0012 日野市日野311-3
代表者氏名	理事長 坂田 衛
連絡先	電話番号：042-581-3738
設立年月日	昭和27年4月1日

3 職員体制について

職名	常勤	非常勤	備考
施設長	1名	—	
保育士	17名	18名	非常勤職員の内有資格11名
栄養士	1名	—	
調理員	3名	—	
看護師	1名	—	
嘱託医	—	1名	くろさわ子ども&内科クリニック
嘱託歯科医	—	1名	じゅんデンタルクリニック
その他	—	—	

◆開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

4 保育園の目的及び運営方針等

目的	児童福祉法24条に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保ちつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
保育目標	* 健康な体をつくる (よく食べ、よくあそび、よく眠る) * 自分の感情を豊かに表現できる子 * 自分の要求や考えを伝え人の話も聞くことができる子 * 友だちと仲よくあそべる子
運営及び 保育方針等	＜経営理念＞ 私達は、若い世代を応援し思いやりがあり元気で明るく頑張る子ども達を育て、未来につなげていきます。 ＜保育理念＞ 子ども一人ひとりを大切に、保護者に信頼され、地域にも必要とされる保育園をめざします。 ＜保育方針＞ ・明るく活気があり、優しく穏やかな保育を目指します。 ・好奇心の芽を育て、学びのある豊かな保育を心がけます。 ・地域との交流を大切に、様々な人との交流を通して社会性を育む保育を目指します。

5 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

(1) 開園日

◆月曜日から土曜日まで

(2) 開園時間

◆午前7時00分から午後7時00分まで（午後6時00分から午後7時00分は延長保育時間）

保育標準時間認定	午前7時00分から午後7時00分まで（最長12時間/日）
保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分まで（最長8時間/日）
上記の時間外での保育	上記の時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は、延長保育をご利用ください。 延長保育時間 午後6時00分から午後7時00分

◆保育の必要量は、「最長で保育園等を利用することができる時間」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

(3) 休園日

◆日曜日

◆国民の祝日に関する法律に規定する休日

◆年末年始12月29日～1月3日

※非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。（登園前に災害に関する警戒宣言が発令された場合など。）

6 保護者の負担について（利用料金等）

◆ 延長保育料

区分	時間	金額
月極	18時01分～19時00分	2,500円/月
スポット	18時01分～19時00分	400円/1回

*公共交通機関の遅延による場合は、「遅延証明書」の提出があれば、延長料金はかかりません。

◆副食費

4500円/月

7 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
救急・消防	管轄	国分寺消防署
	所在地	国分寺市泉町2丁目2番地3号
	連絡先	042-323-0119（代表）
警察	管轄	小金井警察署
	所在地	小金井市貫井南町3丁目21番3号
	連絡先	042-381-0110（代表）
嘱託医	管轄	くろさわ子ども&内科クリニック（医師：黒沢サト子）
	所在地	国分寺市本多3丁目7-25
	連絡先	042-323-9630
嘱託歯科医	管轄	じゅんデンタルクリニック（歯科医師：鈴木潤汰）
	所在地	国分寺市本多3-3-3
	連絡先	042-326-4181

8 非常災害対策

防犯設備	学校110番（非常通報装置）、玄関扉電気錠、警備保障
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消火器
消防計画 届出年月日	国分寺消防署 令和5年3月20日 届出済
防火管理者	園長 東海林 美香
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年1回実施
災害発生時の 対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否 情報メール	災害時において、安否情報を各保育園からのお知らせは、通常連絡手段のはいチーズシステムにて行います。 この安否情報は、災害時に各保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。 災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。
広域避難場所	けやき公園

◆南海トラフ地震に関する情報がでた場合の対応について

「災害は、忘れた頃にやってくる。」とされています。特に、地震はいつどこで発生するかわかりません。保育園においては、皆様からお預かりしているお子さんを災害から守るため、全組織をあげて対応するよう備えております。

9 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

10 苦情解決について

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。

＜苦情解決の流れ＞

- ◆保育園の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭又は文書）の二通りがあります。
- ◆第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に言えるようにしています。

① 保育園

受付担当者	佐藤 雪子（役職：ほんだ保育園 総主任）
解決責任者	東海林 美香（役職：ほんだ保育園 園長）
連絡先	042-325-3711

② 第三者委員

氏名	廣松 千晶（主任児童委員）
連絡先	042-321-8511
氏名	蓮實 麗子（地区民生・児童委員）
連絡先	042-323-3475

11 賠償責任保険等の加入

損害賠償 責任保険	施設管理や施設業務などに起因する対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償する保険に加入しています。 【対人】1名・1事故10億円 【対物】1事故1,000万円
--------------	---

【日本スポーツ振興センターの災害共済給付について】

保育園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。

保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のケガなど保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

12 その他

（１）住所、勤務先等家庭の状況に変更が場合

家庭の状況（住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動等）に変更があった場合には、かならず担任、事務所に連絡してください。

（２）個人情報及び肖像権使用についての承諾について

保育園に提出された同意書および概要に基づいて取り扱いを行います。